建築物・建築設備及び工作物に関する手数料

	建築物		確認手数料		中間検査手数料	完了検査手数料		
	1	·		構造計算なし	構造計算あり		中間検査無し	中間検査有り
	20 🗝 🖂 🖼		特例あり	10,000 円	26,000 円	14,000 円	19,000 円	14,000 円
	30 ㎡ 以内		特例なし	16,000 円	26,000 🖰	16,000 円	22,000 円	15,000 円
	20 -2 7-47	100 2 DIH	特例あり	17,000 円	25 000 [II]	21,000 円	25,000 円	21,000 円
	30 m ² を超え	100 ㎡ 以内	特例なし	24,000 円	35,000 円	23,000 円	29,000 円	25,000 円
	100 m² t ±77 3	000 3 DIH	特例あり	24,000 円	40,000 []]	29,000 円	33,000 円	29,000 円
	100 m ² を超え	200 ㎡ 以内	特例なし	33,000 円	49,000 円	31,000 円	42,000 円	37,000 円
	200 ㎡ を超え 300 ㎡ 以内		43,000 円	73,000 円	38,000 円	48,000 円	44,000 円	
ii	300 ㎡ を超え				78,000 円	43,000 円	57,000 円	51,000 円
	500 ㎡ を超え 1,000 ㎡ 以内			59,000 円	90,000 円	57,000 円	68,000 円	66,000 円
	1,000 ㎡ を超え	2,000 ㎡ 以内		83,000 円	110,000 円	74,000 円	91,000 円	85,000 円
新	2,000 ㎡ を超え	10,000 ㎡ 以内	-	200,000 円	250,000 円	160,000 円	210,000 円	190,000 円
築	10,000 ㎡ を超え 50,000 ㎡ 以内		320,000 円	410,000 円	240,000 円	290,000 円	280,000 円	
増	50,000 ㎡ を超えるもの			590,000 円	760,000 円	470,000 円	540,000 円	530,000 円
築				確認手数	対に加算		完了検査手	数料に加算
• ₹⁄r	省エネ関係の手数料加算		(省エネ仕様	長基準の場合)		(省エネ適判、省エ	ニネ仕様基準の場合)	
改築					<u> </u>		※複合建築物は住宅	宅と非住宅の合算値
	戸建て住宅	~ 1	200㎡未満	17, 0	00 円		4, 00	00 円
	户建(住七	200㎡以上~		18,000 円			4,00	00 円
		~ 300㎡未満		32, 0	00 円		8,00	00 円
	共同住宅等	300㎡以上~ 2,000㎡未満		56, 0/	00 円		19, 0	00 円
	共旧住七守	2,000㎡以上~ 5,0	2,000㎡以上~ 5,000㎡未満		000 円		42, 0	00 円
		5,000㎡以上~		150, 0	000 円		75, 0	00 円
		~ 300㎡未満					8, 00	00 円
		300㎡以上~ 1,000㎡未満					15, 0	00 円
	1,000㎡以上~ 2,000㎡ラ		000㎡未満				25, 0	00 円
	非住宅	2,000㎡以上~ 5,000㎡未満					76, 0	00 円
		5,000㎡以上~10,000㎡未満					120, 0)00 円
		10,000㎡以上~25,000㎡未満					151, 0)00 円
		25,000㎡以上~					189, 0)00 円

計画変更 ※省エネ仕様基準の加算なし	「増加部分の床面積+変更に 係る部分の床面積×1/2」 について算定				
移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替	床面積の1/2について算定する				

建築設備・工作物	確認手数料		完了検査手数料
建築成備。工作初	新規	計画変更	
建築設備(昇降機)	16,000 円	8,000円	22,000 円
工作物	15,000 円	7,000円	14,000 円

申請手数料の減免 「野々市市建築関係手数料条例施行規則第3条」 物 件 確認手数料 中間検査手数料 完了検査手数料

災害により住宅が滅失し、又は破損した場合において、 これに代わる住宅の建築又は大規模の修繕をするもの	0円				
法令に基づく行政庁の処分により建築物、建築設備又は 工作物を移転し、又は除却する場合において、これらに 代わる建築物等の建築、設置、築造又は大規模の修繕を するとき。		一般の基本額の1/2			
全体計画認定(用途変更に係る全体計画認定を含む)を 受けた建築物を建築する場合	「一般の基本額」 - 「当該建築に係る部分の床面積の2分の1について算定した額」				